

宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し医療費の増加は年々著しく、医療費等の市町村間の格差も大きい。一方、経済の低迷や低所得者層の増加などにより被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が著しく高いといった構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めるることは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、昨年五月の法改正により、国保の財政基盤を強化するため大幅に公費を投入し、平成三十年度から都道府県が国保事業の健全な運営について中心的な役割を果たすこととなつた。

我々国保関係者はこれまで以上に国保の運営に努力をしていく所存であるが、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり国保の運営は困難な状況が続くと想定される。このため、今回の国保制度改革の実施に当たり、国に対しても以下を強く求める。

平成二十九年度からの毎年三千四百億円の公費投入は遅滞なく確實に実施するとともに、引き続き財政基盤の強化に向けた策を講じるべきである。併せて、平成三十年度からの新たな財政運営の仕組みに円滑に移行できるよう、標準保険料率等の設定に向けた支援や保険料の激変緩和のための措置を講じるべきである。

また、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置は直ちに廃止すべきである。

また、災害発生時においても被保険者への医療サービスの提供や医療機関等への診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じるべきである。

さらに、保険者及び国保連合会が行う国保データベースシステム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じるべきである。

加えて、効率的かつ質の高い地域医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築するため、医師・看護師等の確保や地域偏在等の解消を推進し、併せて介護保険事業の充実のため介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じるべきである。

このほか、医療等分野における番号制度の円滑な運用のため、国の責任において必要な財政措置を講じるべきである。

なお、平成三十年度からの新たな国保制度を都道府県、市町村が一体となつて円滑に運営するため、保険者が共同して設立した国保連合会の積極的な活用を図るべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改革強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会の決議の実現に向け、断固邁進することを誓つものである。

右 宣言する。

平成二十八年十一月十七日